

堀越青少年キャンプ場跡施設
運営事業者募集要項

令和6年3月18日

北九州市子ども家庭局

目 次

第1章 事業の概要

1 事業の背景及び目的	4
2 対象施設の概要	5
3 募集する事業	6
4 運営事業者の選定方法	6
5 公募スケジュール	6

第2章 事業提案にあたっての条件

1 対象施設の利用条件（土地・建物の情報及び利用上の制約等）	
（1）土地の情報	7
（2）建物の情報	8
（3）キャンプを中心としたサービスの提供に関する条件	9
（4）子ども達の外遊びの場の提供に関する条件	9
（5）都市計画法の制限	9
（6）文化財保護法の制限	10
（7）禁止する事業	10
（8）隣接するアドベンチャープール臨時駐車場用地の利用	10
2 対象施設の貸付け	
（1）公有財産貸付契約	11
（2）貸付の期間	11
（3）貸付料及び納付の方法	11
（4）対象施設の引渡し	11
3 対象施設の整備及び管理運営	
（1）事業の開始日	11
（2）費用の負担等	11
（3）残置物の取扱い	12
（4）運営開始後の施設の増改築等	12
（5）施設の運営形態の変更や利用料金の改定	12
（6）権利譲渡等の禁止	12
（7）委託の禁止	12
4 実施状況の報告	12
5 対象施設の返還	12
6 事業の中止	12

第3章 公簿の実施要領

1 応募者の資格要件	
(1) 応募者の資格	1 3
(2) 応募の制限	1 3
2 公募の手続き	
(1) 募集要項の公表	1 4
(2) 説明会の開催	1 4
(3) 募集要項に対する質問と回答	1 4
(4) 提案書類の受付	1 4
(5) 書類提出先	1 5
3 提案書類の内容と提出部数	
(1) 参加資格要件審査に係る書類	1 6
(2) 提案審査に係る書類	1 6
(3) 提案書の記載内容について	1 7
4 審査及び運営予定者の決定	
(1) 第1次審査	1 8
(2) 第2次審査	1 8
(3) 運営予定者の決定	1 9
5 基本協定及び公有財産貸付契約の締結	
(1) 基本協定の締結	1 9
(2) 公有財産貸付契約の締結	1 9
(3) 基本協定及び公有財産貸付契約の取消し	1 9
6 公募の主催者及び事務局	2 0

第1章 事業の概要

1 事業の背景及び目的

(青少年キャンプ場の統廃合と民間活力の導入について)

本市の青少年キャンプ場は、学校教育の一環として、また、自然環境下での野外活動を通じた子どもの健全育成を目的とする各種団体に利用されてきましたが、近年は、利用の主体が、それら団体による組織キャンプから、家族や個人を単位とする少人数のキャンプに移行してきています。

このような状況を踏まえ、平成28年2月に策定した「公共施設マネジメント実行計画」に基づき、今後、青少年キャンプ場は、自然豊かな環境に恵まれている「矢筈山キャンプ場」と「帆柱キャンプ場」の2カ所に集約、「足立」「堀越」「金比羅」「しょうぶ谷」の4つの青少年キャンプ場を、令和6年10月1日に廃止し、廃止後の施設については、一般のキャンプ需要等に対応するため、民間活力を導入した運営を行うこととしました。

(堀越青少年キャンプ場について)

堀越青少年キャンプ場については、昭和61年7月、キャンプでの共同生活を通じ、体を鍛え、豊かな心を養い、心身共に健全な青少年を育成することを目的に、総面積約14,000㎡、150人の収容能力があり、3つのキャンプゾーン（やまがら村、ひよどり村、つぐみ村）を持つ施設として開設されました。

近年は、青少年キャンプ場としての機能に加え、子どもの健全育成を活動目的とする各種団体による野外活動の場や、子ども達が自然に触れ合いながら自分の責任で自由に遊ぶことのできる外遊びの場であるプレーパークの開催地としても利用されています。

そこで、堀越キャンプ場については、民間活力を利用して一般のキャンプ需要に対応しつつ、子ども達に自由な外遊びの場を提供する活動を行う場として、活用していくこととしました。

2 対象施設の概要

施設名称	堀越青少年キャンプ場
所在地	北九州市小倉南区大字堀越337番19他
開設年月	1986年(昭和61年)7月
敷地面積	13,815.43㎡
利用定員	150名
建築物	管理棟1、炊飯棟3、トイレ1、倉庫1



3 募集する事業

堀越青少年キャンプ場跡の敷地や建物を活用して、キャンプを中心としたサービスを提供するとともに、自然に囲まれた特性を生かして、子ども達に外遊びの場を提供する事業（子ども達に外遊びの場を提供することを目的に活動している諸団体との連携）を募集します。

4 運営事業者の選定方法

本事業の運営事業者は、公募により選定し、本事業の基本的事項を定める基本協定を締結した後、公有財産貸付契約を締結したうえで、事業に着手していただきます。

5 公募スケジュール

項目	時期
公募要項の公表	令和6年3月18日(月)
説明会の開催	令和6年3月27日(水)
募集要項に対する質問及び回答	令和6年3月28日(木)～令和6年4月15日(月)
提案書等の受付	令和6年5月27日(月)～令和6年6月10日(月)
運営事業者選定検討会	令和6年7月上旬
運営予定者の選定	令和6年7月中旬
基本協定の締結	令和6年8月上旬予定
公有財産貸付契約の締結	令和6年9月下旬予定
事業の開始	令和6年10月1日～令和7年3月31日

※上記のスケジュールは変更となる可能性がありますのでご了承ください。

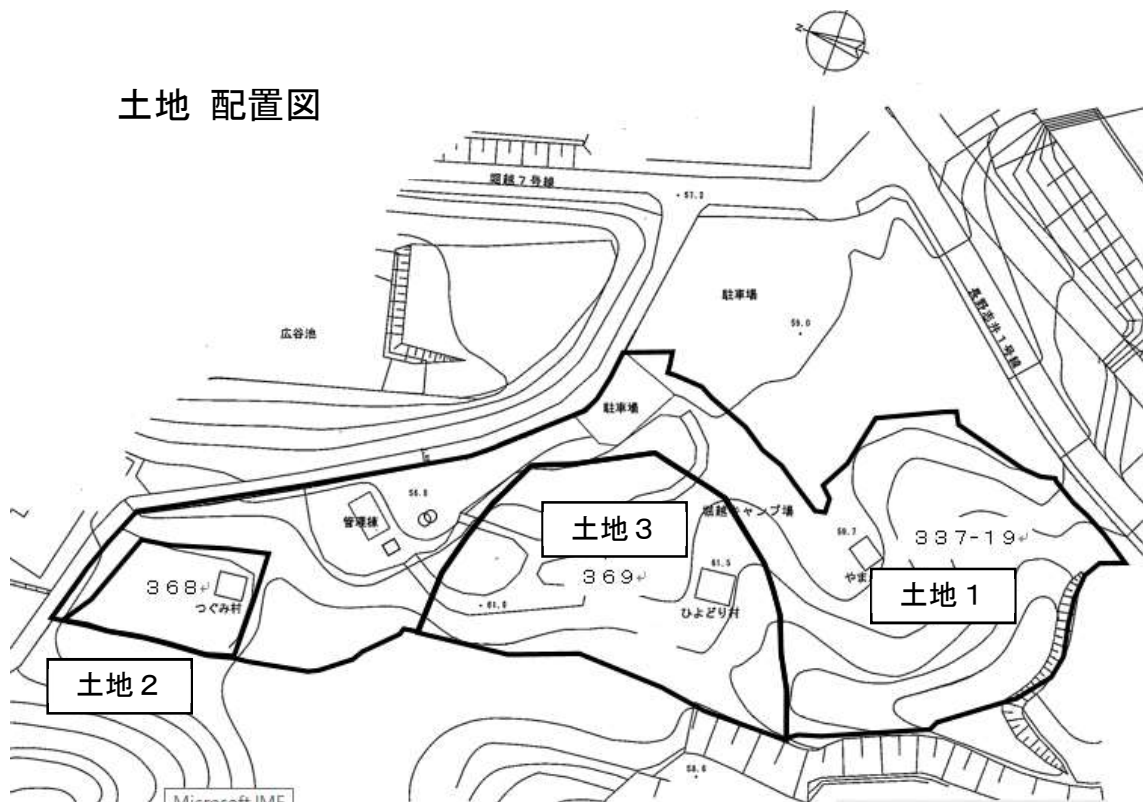
第2章 事業提案にあたっての条件

1 対象施設の利用条件（土地・建物の情報及び利用上の制約）

（1）土地の情報

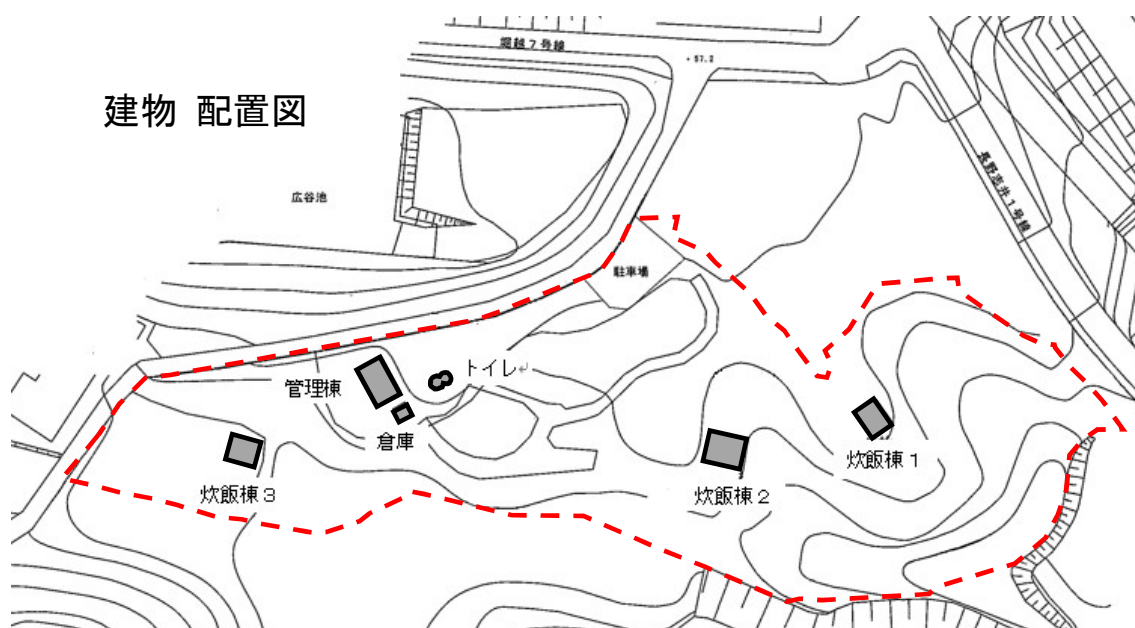
土地1	所在	北九州市小倉南区大字堀越337番19
	地目	原野
	地積	8,939.12㎡（実測面積）※公募面積：5,886㎡
	所有者	北九州市
土地2	所在	北九州市小倉南区大字堀越368番
	地目	山林
	地積	909.72㎡（実測面積）※公募面積：753㎡
	所有者	北九州市
土地3	所在	北九州市小倉南区大字堀越369番
	地目	山林
	地積	3,966.59㎡（実測面積）※公募面積：459㎡
	所有者	北九州市
地積計		13,815.43㎡（実測面積）
都市計画制限等		区域区分：市街化調整区域 防火・準防火地域：なし 埋蔵文化財包蔵地：事業区域の北側、約半分が指定

土地配置図



(2) 建物の情報 (建物の諸元については、別添資料の平面図・立面図を参照)

管理棟	所 在	北九州市小倉南区大字堀越 3 3 7 - 1 9
	構 造	木造平屋建て
	延床面積	4 6.0 0 m ²
	建築年	昭和 6 1 年 7 月
炊飯棟 1 やまがら村	所 在	北九州市小倉南区大字堀越 3 3 7 - 1 9
	構 造	木造平屋建て
	延床面積	2 9.1 6 m ²
	建築年	昭和 6 1 年 7 月
炊飯棟 2 ひよどり村	所 在	北九州市小倉南区大字堀越 3 6 9
	構 造	木造平屋建て
	延床面積	5 9.4 0 m ²
	建築年	昭和 6 1 年 7 月
炊飯棟 3 つぐみ村	所 在	北九州市小倉南区大字堀越 3 6 8
	構 造	木造平屋建て
	延床面積	4 2.0 0 m ²
	建築年	昭和 6 1 年 7 月
トイレ	所 在	北九州市小倉南区大字堀越 3 3 7 - 1 9
	構 造	鉄筋コンクリート平屋建て
	延床面積	9.7 9 m ²
倉庫	所 在	北九州市小倉南区大字堀越 3 3 7 - 1 9
	構 造	木造平屋建て
	延床面積	9.9 4 m ²
延床面積計		1 9 6.2 9 m ²



(3) キャンプを中心としたサービスの提供に関する条件

提案内容は自由としますが、良質なキャンプの場を提供できるよう、以下の事項に配慮したものとさせていただきます。

- ① 利用料金はなるべく低廉なものとする。また、施設の管理面などから会員制を採用する場合は、出来るだけ多くの市民等が会員として利用できるよう、会員資格の得喪等に関し不当な条件を課さないこと。
- ② ゴミの散乱や悪臭などによる周辺環境の悪化をもたらさないよう、ゴミや食材等の処分に関して利用者への指導管理を行うこと。
- ③ キャンプ場におけるモラルやマナーを欠くことがないよう、飲酒等について、利用者への指導管理を行うこと。
- ④ 山火事等の災害を防止するため、焚火の実施や花火の使用について適切な基準を設け、利用者への指導管理を行うこと。

(4) 子ども達の外遊びの場の提供に関する条件

堀越青少年キャンプ場跡を、子ども達に外遊びの場を提供していく活動の場として活用できるよう、管理・運営を行うとともに、以下の利用については、一定のエリア（現行の1つのキャンプゾーン程度の規模）の利用料を無償としていただきます。

- ① 市とプレーパークの中間支援組織（行政と地域住民の間に立ち、中立的な立場で、地域の活動を支援する組織）が協働で行うプレーパークの開催
※プレーパーク体験会やプレーリーダー養成講座で利用 土日祝日4日/年
- ② 子どもたちの健全育成を活動目的とする NPO 法人等が行う野外活動
※平日を中心に、キャンプで使用していない場所を利用

(5) 都市計画法の制限

事業の対象となる土地・建物は、市街化調整区域内に位置し、市街化の促進につながるような開発行為や建築行為は厳しく制限されており、キャンプ場施設の整備に伴う建物の増築、用途の変更、それらに伴う造成行為を行う場合、都市計画法の開発許可や建築許可が必要となります。

このため、都市計画法第29条の開発許可や同法第42条の建築許可が必要な開発計画を提案する場合、立案の段階で「北九州市 開発指導課」と協議を行ってください。

※北九州市 建築都市局 開発指導課 TEL：093-582-2644

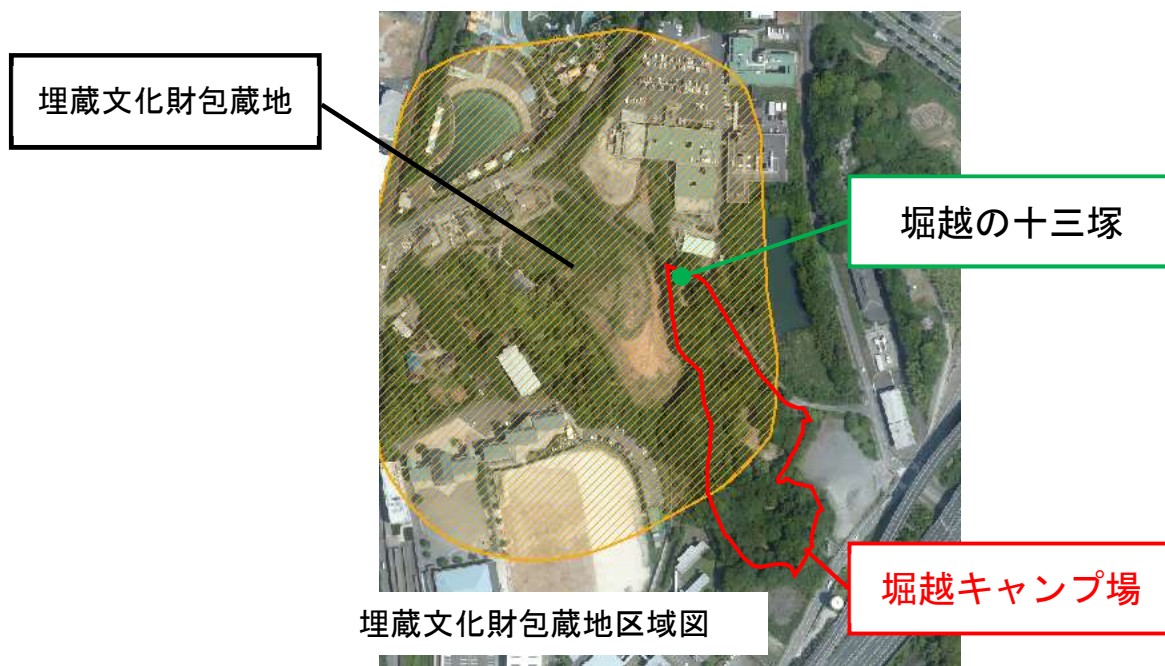
【参考：許可が不要なケース】

- ・ 現有施設をキャンプ場の施設として現状のまま利用（増築や用途変更を行わない）
- ・ テントサイトの整備やオートキャンプのための侵入道路・駐車場の整備など、建築物の建築を伴わない造成行為
- ・ バーベキュー広場の設置など、建築物の建築を伴わない敷地の利用
- ・ 10㎡以内の附属建築物（貸出し物品の保管倉庫等）の増築 など

(6) 文化財保護法の制限

敷地の北端に柵で囲った「堀越の十三塚」（県指定の有形民俗文化財）があります。保全する必要がありますので、ここでは造成行為等を行わないでください。

また、事業の対象となる土地の区域の一部が埋蔵文化財包蔵地に指定されており、そこで造成行為（切土や盛土を行う行為）を行う場合、北九州市市民文化スポーツ局文化企画課への届け出が必要となり、試掘調査などの対応が求められる場合があります。



(7) 禁止する事業

本事業では、次に該当する事業は認められません。

- ① 政治的又は宗教的な活動に供する事業
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスを提供する事業
- ③ 騒音、悪臭、土壌汚染など、著しく周辺環境を損なうことが予想される事業
- ④ その他、公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある事業

(8) 隣接するアドベンチャープール臨時駐車場用地の利用

堀越青少年キャンプ場に隣接して、アドベンチャープール臨時駐車場として利用されている北九州市所有地があります。

当該用地については、アドベンチャープールの指定管理者が優先的に利用できるようになっていますが、指定管理者と事前調整のうえで利用することができます。

利用する場合は、北九州市建設局公園管理課へ普通財産の一時貸付申請を行い、一時貸付契約後に使用していただくこととなります。また、別途、貸付料が必要となります。

2 対象施設の貸付け

(1) 公有財産貸付契約

対象施設（土地・建物）の貸付は、市と運営事業者が事業の基本協定を締結し、その基本協定に基づき、公有財産貸付契約を締結して行います。

(2) 貸付の期間

貸付期間は10年とします。ただし、10年経過後、運営事業者が事業の継続を希望する場合は、適切な事業運営が行われると市が認める場合に限り、事業期間の更新（公有財産貸付契約の変更）を行います。

(3) 貸付料及び納付の方法

対象施設の貸付料は、土地と建物を合わせ、公有財産管理規則に基づく算定により決定した額とします。貸付料の支払いは、四半期ごとに行っていただきます。（令和6年度の貸付額については、算定に時間を要していますので、算定が終わり次第お知らせします。なお、約100万（円／年）程度となる見込みです。）

(4) 対象施設の引渡し

施設の引き渡しは、令和6年10月1日以降（以下、「引渡日」という。）とします。ただし、開発許可や建築許可が必要な場合は、当該許可取得後に公有財産貸付契約を締結し、その後、引渡しを行います。

また、運営事業者による整備等は、引渡日以降に行ってください。

3 対象施設の整備及び管理運営

(1) 事業の開始日

対象施設の引き渡し後、事業者は令和7年4月1日までに開業してください。なお、部分的な開業でも可能です。

ただし、感染症の拡大などの理由により開業が困難な場合は、市と別途協議して了承を得た後、開業時期を延期することとします。

(2) 費用の負担等

運営事業者は、施設の整備及び維持管理に要する費用など、事業に必要な費用全てを負担するとともに、その責任において施設を適切に管理・運営するものとします。

また、施設の貸付後に発見された施設の不具合の修繕等に係る経費も、運営事業者の負担とします。

なお、台風等の自然災害により施設が大規模に被災した場合は、市と運営事業者が協議を行い補修の費用負担等を決定することとします。

(3) 残置物の取扱い

施設内における残置物については、事業開始前に市と運営事業者で確認を行い、事業者が使用しないものについては、施設の引渡し前に市が処分し、運営事業者が使用するものについては、運営事業者の負担で再利用するものとします。(再利用後の廃棄は運営事業者に行っていただきます。)

(4) 運営開始後の施設の増改築等

運営開始後に建物の増改築や用途の変更等を行う場合、計画段階で北九州市開発指導課や文化企画課と協議を行い、都市計画法等の許可の見込みがあることを前提に、北九州市青少年課と協議し、了承を得た後、関係法令の手続きを完了した上で実施してください。

(5) 施設の運営形態の変更や利用料金の改定

公募時に提案された施設の運営形態の変更(サイト貸しから会員制への変更など)や利用料金の大幅な改定(提案料金より30%以上増減する場合)については、その妥当性についてあらかじめ市と協議し、市の了承を得た後、実施してください。

(6) 権利譲渡等の禁止

運営事業者は、市の許可なく、本事業に関する権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させないものとします。

(7) 委託の禁止

運営事業者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。

4 実施状況の報告

運営事業者は、毎年6月末までに、前年度の利用者数及び事業収支について、市に報告するものとします。

5 対象施設の返還

事業期間の満了等により事業を終了するときは、運営事業者の負担で原状回復の上、貸付物件を市へ返還するものとします。

ただし、貸付期間中の修繕や改装などにより、施設の性能や価値が明らかに向上していると認められ、市が承認した場合については、原状回復を免除します。

6 事業の中止

運営事業者が、対象施設を事業の提案書、基本協定書、公有地貸付契約などに反する使用を行い、本市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合、事業を中止していただくことがあります。

また、経営状況の悪化などにより事業の継続が困難と判断され、事業を中止する場合には、事業を中止する3か月前までに、本市に対して書面により申請を行った上で、基本協定、公有地貸付契約の解除及び事業の中止を行うことができますこととします。

第3章 公募の実施要領

1 応募者の資格要件

(1) 応募者の資格

公募に参加できる者は、法人（以下「応募法人」という。）又は複数の法人によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、個人での応募はできません。

なお、団体の規約等において、団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、代表者の選考、総会の運営、財産の管理、その他団体としての主要な点が確定している「権利能力なき社団」は、法人とみなします。

「応募法人」として応募した場合は、他の「応募グループ」の構成員になることはできません。また、「応募グループ」の構成員は、他の「応募グループ」の構成員になることはできません。

(2) 応募の制限

「応募法人」及び「応募グループ」の構成員は、本事業期間中に継続して優良なサービスを提供できる能力を有し、安定的かつ健全な財務能力を有するものとします。

なお、次のいずれかに該当する者は、「応募法人」又は「応募グループ」の構成員になることはできません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人
- ② 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て、破産法に基づく破産の申立てを受けている法人
- ③ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または清算の手続きに入っている法人
- ④ 応募の日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、本市から指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- ⑤ 最近の2年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人
- ⑥ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する法人
 - ア 応募の日から優先交渉権者決定までの間において、北九州市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団排除措置の対象である法人
 - イ 応募の日以前において、北九州市暴力団排除条例第2条に規定する排除措置の対象であった法人。ただし、当該排除措置の対象外となった日から3年を経過した法人を除く。

2 公募の手続き

(1) 募集要項の公表

- ① 配布期間 令和6年3月18日(月)から
- ② 配布方法 北九州市ホームページからダウンロードしてください。
堀越キャンプ場公募 HP <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/11901283.html>

(2) 説明会の開催

本公募に関する説明会を開催します。説明会に参加される方は、事前申し込みをお願いします。なお、出席者は1団体3名までとします。

- ① 開催日 令和6年3月27日(水) 10時30分から
- ② 会場 北九州市役所 15階 15C会議室
- ③ 事前申し込み方法
様式-1を令和6年3月25日(月)17時までに電子メールにてご送付ください。

(3) 募集要項に対する質問と回答

募集要項に対する質問を以下のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和6年3月28日(木)～令和6年4月15日(月)
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ③ 提出方法 様式-2記載の上、電子メールにてご送付ください。
- ④ 回答方法 質問者を伏せて、質問内容及び回答を市のホームページで公開します。

(4) 提案書類の受付

参加登録された方からの提案書等の受付を以下のとおり行います。

- ① 受付期間 令和6年5月27日(月)～令和6年6月10日(月) ※土日祝日を除く
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ③ 提出方法 持参又は郵送(令和6年6月10日(月)必着)
※郵送の場合は、配達証明付書留郵便とします。
- ④ 提出先 北九州市 子ども家庭局 青少年課
北九州市小倉北区内1-1 北九州市庁舎11階
- ⑤ 公募上の注意事項
 - ・提案書等の提出は、応募法人又は応募グループにつき1点のみとします。
 - ・提案書等の提出後、内容の変更は認められません。
 - ・提案書等は、理由のいかんに関わらず返却しません。市は、事業者選定の公表等必要な場合は、提案書等の内容を無償で使用できるものとします。
 - ・提案書等の提出後に公募を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
 - ・提案に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

- ・提案書等に著作権がある場合、著作権は全て提案者に帰属します。ただし、運営予定者の選定に必要な場合、又は、北九州市情報公開条例に基づき、提案内容を公開する場合には、市は提出書類の全部又は一部を無償かつ許可なく使用できるものとします。
- ・提案書等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、原則として提案者が負うこととします。
- ・市は、公正に公募手続を執行できないと認められる場合には、公募手続の執行を延期又は中止することがあります。この場合、市は、速やかにその旨を応募者に連絡するとともに、ホームページにおいて公表します。この場合であっても、提案に要した費用は各応募者の負担とします。

(5) 書類提出先

上記書類の提出先は、下記のとおりです。

北九州市 子ども家庭局 青少年課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1 北九州市庁舎11階

提出先メールアドレス E-mail kod-seishounen@city.kitakyushu.lg.jp

3 応募書類の内容と提出部数

応募者は、参加資格要件審査及び提案審査に係る資料として、以下の書類を提出するものとします。

(1) 参加資格要件審査に係る書類

符号	提出書類	様式	提出部数
1	参加資格要件確認申請書	様式-3	各2部 (正本)
2	会社概要及び業務実績	様式-4	
3	定款（権利能力なき社団にあつては規約等）	写し	
4	法人登記簿謄本及び印鑑証明書	原本	
5	役員名簿	様式-5	
6	納税証明書（市税、国税）	原本	
7	グループ協定書（応募グループの場合）	写し	

注1：応募グループについては、代表法人及び構成法人等のすべてについて提出してください。また、これらの書類は、提案審査においても使用します。

注2：権利能力なき社団については4の書類は不要です。また、法人税法上の収益事業を行っていない場合は6の書類も不要です。

(2) 提案審査に係る書類

符号	提出書類	様式	提出部数
1	概要書 ※提案事業の概要をイメージ図などを活用するなど、分かりやすい資料としてください。	任意 ※A3横書き (袋とじ可) 或いは A4縦書き	各2部 (正本) 及び 各8部 (副本)
2	提案書		
	① 事業の実施方針		
	② 整備計画		
	③ 運営計画		
	④ 管理計画		
	⑤ 事業の実施工程		
⑥ 資金計画及び収支計画			

3	<p>建築物の増築や既存建築物の用途変更に関する事項（※建築基準法など各法令の基準に適合すること）</p> <p>【建築物の増築を行う場合】</p> <p>① 設置目的</p> <p>② 用途・規模</p> <p>③ 建築一般図（平面図、立面図、断面図）</p> <p>【既存建築物の用途を変更する場合】</p> <p>① 用途変更の目的</p> <p>② 用途変更の内容</p> <p>③ 建築物の利用平面図</p>	任意	<p>各2部 （正本） 及び 各8部 （副本）</p>
---	---	----	---

（3）提案書の記載内容について

提案書は、以下の点に留意するとともに、P18に記載した「二次審査における評価の基準」を参考に作成してください。

①事業の実施方針

事業の基本的な考え方（コンセプト）を文章、図面、イラスト、写真等により説明してください。

②整備計画

事業区域全体の利用ゾーニング、施設等のレイアウトなどを図に記載するとともに、文章、図面、イラスト、写真等により説明してください。

③運営計画

運営の内容（提供サービス、運営形態、運営体制、施設の利用料金、営業日及び営業時間、イベントの開催等）、広報の計画などを、文章や図表等により説明してください。

④管理計画

施設の管理（運営上の管理も含む）に関し、管理体制、管理方法、管理の水準などについて、文章や図表等により説明してください。

⑤事業の実施工程

開業までの間（事業区域全体を段階的に供用する場合は、最終の供用まで）の工事や作業のスケジュールをバーチャート等を使用して説明してください。

⑥収支計画及び資金計画等

利用料金等の収入の見込みと設定根拠、人件費・施設の管理運営費・減価償却費等の支出の見込みと設定根拠、施設整備に伴う資金需要などを事業年度ごとに整理し、事業期間（10年間）にわたる収支計画及び資金計画を作成してください。

また、想定される事業上のリスク及びそのリスクに対応する方策などについて記載してください。

4 審査及び運営予定者の決定

(1) 第1次審査

事務局において、提出された参加資格要件審査に係る書類及び提案審査に係る書類について、以下の点について審査します。

① 参加資格の確認

応募者が、参加資格等を満たしているかを審査します。

審査において、参加資格要件を満たさない者は失格とし、その旨を通知します。

② 募集要項への適合に関する審査

提案書の内容が本募集要項の条件に適合しているか、提案書に本募集要項で示す提案書に盛り込むべき事項が記載されているか、などについて審査します。

審査において、重要な事項の記載がない場合には、失格とすることがあります。また、失格とした場合、その旨を通知します。

(2) 第2次審査

第一次審査を通過した提案について、「北九州市青少年キャンプ場跡施設運営事業者選定検討会」（以下「検討会」という。）において、以下に示す「評価の基準」に沿って審査します。

また、応募者には、検討会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

評価の基準

評価項目	評価の視点	配点
事業の実施方針	○事業のコンセプトが、キャンプ場の魅力を高め、新たな利用者呼び込むものとなっているか。	20
	○子ども達の外遊びを促進するような、魅力的な提案がなされているか。	
施設の整備計画	○キャンプ場として適切な施設配置計画（ゾーニング）となっているか。	20
	○利用者が快適にくつろげ、楽しめる空間の提案がなされているか。	
	○事業実施のスケジュールが適正に組まれているか。	
施設の運営計画	○キャンプ場利用者のニーズを把握し、魅力ある事業形態が提案されているか。	20
	○キャンプ場の集客につながる効果的な広報の計画等が提案されているか。	
	○子ども達に外遊びの場を提供する NPO 法人等との連携方法などが提案されているか。	

施設の管理計画	○利用しやすく、安全・安心に配慮した施設の管理等が提案されているか。	20
	○年間を通じて、効率的なキャンプ場の環境維持が図れる管理体制が提案されているか。	
	○業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置が適正に組み込まれているか。	
収支計画及び資金計画	○収入・支出額の設定等、事業に必要な費用は適切に見積もられているか。また、収支計画は適正か。	20
	○資金の調達方法は適正か。	
	○事業撤退等に至ると想定されるリスクとその対応方針について、適切な提案がなされているか。	
計		100

(3) 運営予定者の決定

市は、審査会の審査結果を受けて、運営予定者を決定します。
選定結果は、速やかに応募者に通知します。

5 基本協定及び公有財産貸付契約の締結

(1) 基本協定の締結

市は、運営予定者による本事業の確実かつ円滑な履行が実現できると確認した上で、基本的義務に関する事項、優先交渉権者の本事業における役割に関する事項等を規定した基本協定を運営予定者と締結します。

なお、基本協定の締結により、運営予定者を本事業の運営事業者として決定します。

運営事業者は、提案事業の実施にあたっては、基本協定に定める各条項を遵守するとともに、市の書面による承諾がない限り、提案した事業の内容を変更してはならないこととします。

(2) 公有財産貸付契約の締結

基本協定の締結後、市と事業者は、基本協定に基づき、財産の貸付に関する権利義務を規定した公有財産貸付契約を締結します。

また、建築物の増築やそれに伴う造成を伴う事業の場合、運営事業者が開発許可や建築許可を取得した後に契約を締結することとします。

(3) 基本協定及び公有財産貸付契約の取消し

市は、運営事業者が、基本協定締結日から引渡日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合、または、信用に重大な疑義を生じる事由が発生した場合、基本協定及び公有財産貸付契約を取り消すものとします。また、貸付期間中に同様の事由が発生した場合についても取り消すことがあります。

6 公募の主催者及び事務局

- ・主催者 北九州市
- ・事務局 北九州市子ども家庭局子育て支援部青少年課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1

電話 093-582-2392

E-mail kod-seishounen@city.kitakyushu.lg.jp

ウェブサイト：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/www/index.html>

本募集要項の修正、変更、追加等に関する情報は、上記ウェブサイトにおいて提供します。